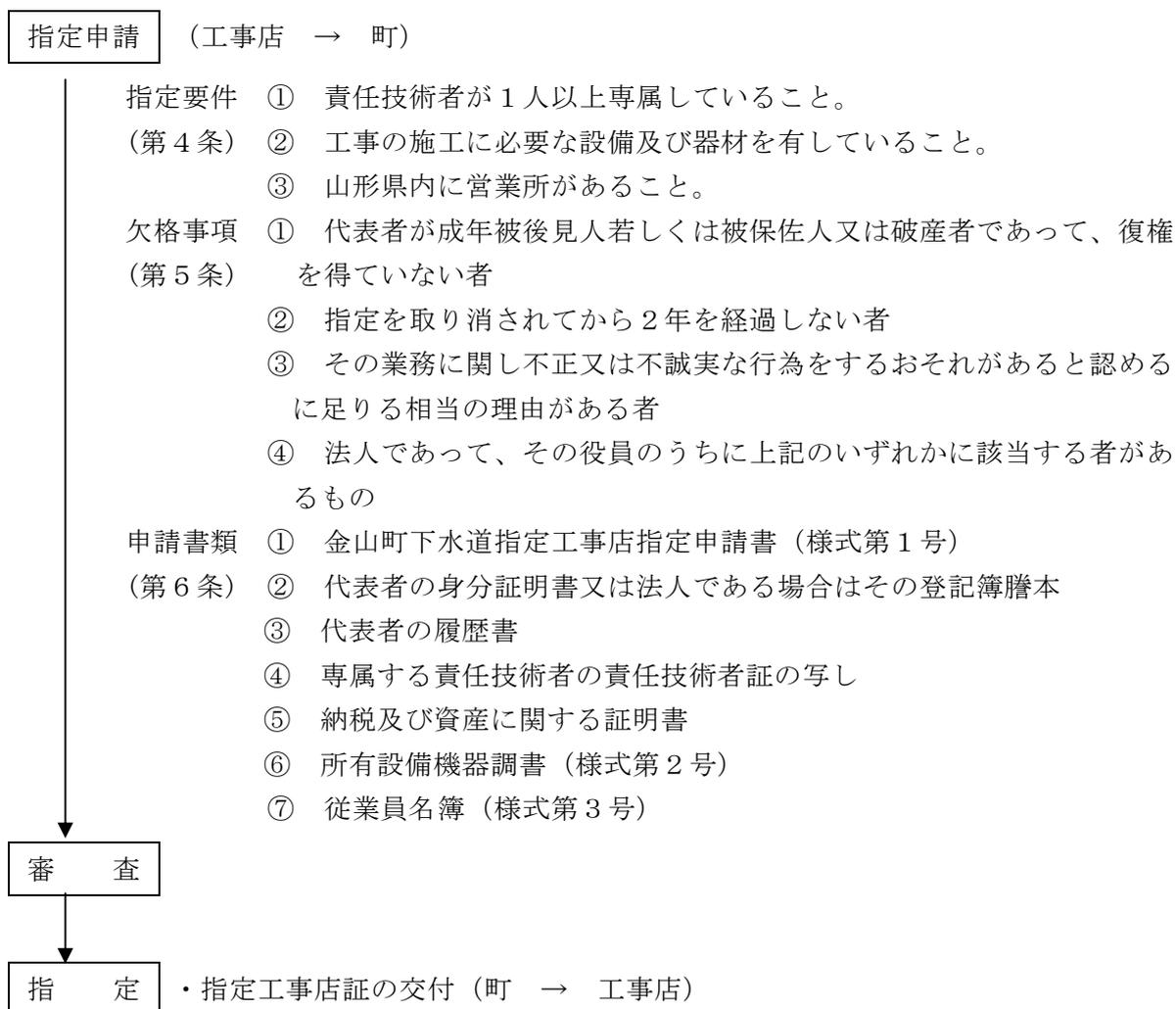


金山町下水道指定工事店 登録フローチャート



※有効期間 5年 (第7条)。継続の手続きは指定申請と同。

※異動届 金山町下水道指定工事店変更届 (様式第5号) を証明できる書類を添付 (第11条) して提出

- ① 営業所を移転したとき。
- ② 代表者又は商号等に変更があつたとき。
- ③ 専属する責任技術者に異動があつたとき。
- ④ 指定工事店としての営業を廃止又は休止したとき。
- ⑤ 町長の承認を受けた事項に変更があつたとき。

※指定の停止・取消 (第12条)

- ① 下水道条例等に違反したとき。
- ② 正当な理由がなく、下水道条例等に基づいて町長がなす職務の執行を拒み、又は妨げたとき。
- ③ 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
- ④ 指定要件を欠くにいたつたとき。
- ⑤ 欠格事項に該当することとなつたとき。